

(第42号議案)

中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(中野区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教諭(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第8 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(中野区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第8 (略)</p>

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(中野区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教諭(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))に限る。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p> <p>第2条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(中野区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))に限る。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p> <p>第2条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。